

# 山武健康福祉センター運営協議会傍聴要領

## 1 公開しないことができる会議

次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 千葉県情報公開条例第8条第1号（法令秘情報）
- (2) 千葉県情報公開条例第8条第2号（個人情報）
- (3) 千葉県情報公開条例第8条第3号（法人等情報）
- (4) 千葉県情報公開条例第8条第4号（犯罪予防等情報）
- (5) 千葉県情報公開条例第8条第5号（審議、検討等情報）
- (6) 千葉県情報公開条例第8条第6号（事務事業情報）

## 2 傍聴手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議開始予定時刻10分前までに、会場受付で氏名等を記入し、協議会の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室すること。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、10名になり次第、受付を終了する。

## 3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

## 4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従うこと。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場させることがある。